

平成30年6月定例会 総務委員会（事前）

平成30年6月12日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時36分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 報告第7号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第9号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第10号 損害賠償（取締行為に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

鈴木警察本部長

私からは、現下の治安情勢と本年の主要施策の推進状況について、御報告いたします。

まず、昨年の県内の治安情勢についてであります。刑法犯認知件数は、過去最多であった平成15年の約3割にまで減少し、その検挙率は約5割を維持したほか、人身交通事故の発生件数も13年連続で減少するなど、指標の上では一定の改善が見られます。

その一方で、ストーカーやDV、児童虐待の認知件数は高い水準で推移しており、依然として厳しい情勢にあると認識しております。

それでは、主要施策の推進状況について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

本年5月末現在、刑法犯認知件数は1,215件と、前年同期と比較して234件、16.1%減少しており、また、刑法犯検挙件数は785件、検挙率は64.6%で全国第3位という状況にあります。

しかしながら、全国的には、子供や女性が被害者となる凶悪犯罪が発生しているほか、県内においても、性犯罪等の前兆となる声掛けやつきまとといった不審者情報が年間

600件前後と高い状況が続いているところであります。

また、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案につきましても、本年5月末現在、ストーカー事案の認知件数は66件、DV事案は190件、児童虐待事案は121件と、いずれも増加傾向にあります。この種の事案は、事態が急展開して重大事案に発展する危険性があるため、認知の段階から迅速・的確な対応により、被害者の安全確保に努めているところであります。

さらに、自治体、教育関係機関、防犯ボランティア団体等と連携した見守り活動を推進するほか、防犯カメラの設置促進や、子供110番の家の拡充など、通学路における環境面の改善、地域の安全情報を発信する安心メール、犯罪・不審者情報マップなどタイムリーな情報発信に努め、犯罪の未然防止を強化してまいります。

なお、本年4月から県内の大学と連携して、ストーカー行為の被害実態等を把握するなどの調査・研究事業を開始したところであり、この結果を踏まえ、事案の未然防止や被害の拡大防止に向けた対応につなげてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

本年5月末現在、殺人、強盗などの重要犯罪は、認知件数20件、検挙件数14件、検挙率は70%という状況であり、本年に入り発生した小松島市中田町における殺人事件、阿波市等における連続放火事件などの凶悪事件のほか、昨年7月に性犯罪を厳罰化した法改正後、初適用となる監護者わいせつ事件などを検挙したところであります。

こうした重要犯罪等の発生時には、本部や周辺警察署などの捜査力を集中的に投入するほか、DNA型鑑定等の科学捜査を徹底し、被疑者の早期検挙に努めてまいります。

次に、暴力団対策についてであります。六代目山口組の分裂以降、対立抗争集中取締本部を設置し、本年3月には任侠山口組を指定暴力団に指定したところであります。

本年に入り、六代目山口組三代目心腹会幹部による脅迫事件をはじめとする、暴力団犯罪14件9人を検挙したところでありますが、引き続き暴力団の壊滅・弱体化に向けた取組を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底抑止であります。

昨年の交通事故の特徴としては、死者数の約6割が高齢者であるほか、高齢運転者が関与する人身事故が約4割を占め、また、死亡事故の約4割が交差点付近で発生しております。

そこで、新たな取組として、運転免許センターにおいて、高齢運転者に対する実車による運転指導や個人面接を行う運転技能簡易教習を開始したほか、飲酒運転や無免許運転など悪質違反で検挙された高齢運転者を個別訪問するなどの対策を推進しているところであります。

一方、本年の交通事故死者数は、昨日現在10人と前年同期と比べて3人減少しておりますが、その特徴としては、夜間事故や交差点の事故が半数以上を占めているという状況にあります。

県警察では、本年を「交通マナーアップとくしま・セカンドステージ～日本一安全な交差点を目指して～」と位置付け、各警察署ごとに交通マナーアップ交差点を設定し、重点的な対策を講じるほか、統合警察署等においては、白バイを新たに配備し、街頭活動を強化しております。

引き続き、関係機関・団体との連携により、参加・体験型の交通安全教育を充実するなど、県民の交通安全意識の向上に向けた総合的な対策を推進し、悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう努力してまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への徹底対応であります。

本年に入り、徳島市論田町において消防・自衛隊との合同災害警備訓練を実施したほか、徳島地方气象台、县市町と連携した津波初期対応訓練、徳島中央警察署の若手警察官で構成する自主研さん組織による災害警備訓練を実施したところであり、引き続き各部隊の練度向上につなげてまいります。

県警察では、あらゆる自然災害に対し、迅速かつ的確な対応ができるよう、初動対応訓練や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練を実施するなどして対応能力の向上に努めてまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

本年4月、組織改編により新たに徳島名西警察署、徳島板野警察署の統合署の運用を始めたほか、本部には、将来における警察組織の在り方や体制を構築する企画課を設置したところであり、引き続き警察署再編整備等総合計画に盛り込んだ各種施策を進めてまいります。

施設整備においても、現在、徳島中央警察署の設計を進めているほか、全国初となるPFI手法による駐在所施設の一括整備事業についても、事業者選定のための入札手続を進めているところであります。

また、働き方改革は社会の要請であり、超過勤務の抑制、休暇取得の促進、業務の見直し、合理化などを進め、職員一人一人がその能力を十分に発揮できる職場環境の醸成に努めてまいります。

以上、県警察が取り組む本年の主要施策について、御説明いたしました。

引き続き、委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岡崎首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。交通事故が7件、捜査活動に伴う物損事故が1件、取締行為に伴う物損事故が1件でございます。

お手元の総務委員会説明資料の1ページを御覧ください。

1件目は、平成29年12月1日、旧徳島西警察署員の運転する交通事故処理車が交通事故現場に臨場中、狭あいな交差点を左折した際、車体上部を相手方民家のガレージに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を25万5,960円と決定し和解いたしました。

2件目は、平成29年12月2日、小松島警察署員の運転する捜査用車両が捜査業務から帰署中、見通しの悪い交差点を直進したところ、左方から進行してきた相手方車両と出会い頭に衝突し、その際、相手方車両が第三者の所有する家屋に衝突した人身事故でございまして、県の賠償金額を240万6,234円と決定し和解いたしました。

3件目は、平成29年12月11日、美馬警察署員の運転する二輪車が行方不明者を捜索中、ぬかるみで転倒し休耕田に転落した際、当該田んぼに設置されていたかんがい用給水設備に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万5,000円と決定し和解いたしま

した。

4件目は、平成29年12月14日、刑事部捜査第一課員の運転する捜査車両が捜査活動中、駐車場において転回するため後退したところ、駐車していた相手方車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を23万8,781円と決定し和解いたしました。

続きまして、2ページを御覧ください。

5件目は、平成30年1月22日、牟岐警察署員の運転するパトカーが警らのため警察署駐車場から路上へ右折進入する際、右方から直進してきた相手方車両と出会い頭に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を40万3,546円と決定し和解いたしました。

6件目は、平成30年1月23日、阿南警察署員の運転する捜査用車両が捜査活動中、民家駐車場から発進する際、低層のブロック塀に気付かないまま左折発進したため、当該ブロックに衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万4,000円と決定し和解いたしました。

7件目は、平成30年2月1日、刑事部捜査第一課員の運転する捜査用車両が捜査活動中、駐車場において転回するため後退したところ、駐車していた相手方車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を37万4,747円と決定し和解いたしました。

次に、3ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故につきましては、平成30年2月5日、旧徳島東警察署員が交通事故処理のため相手方車両の助手席ドアを開けたところ、当該ドアが縁石に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額を8万9,002円と決定し和解いたしました。

取締行為に伴う物損事故につきましては、平成27年9月29日、三好警察署員が交通取締活動中、相手方から携帯端末の提示を受け取調べを実施していたところ、誤って路面に落下させ破損した物損事故でございまして、県の賠償金額を5,400円と決定し和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございますが、職員による交通事故につきましては絶無を期すものでありまして、県警察が組織を挙げて取り組むべき重要な課題として認識しております。警察職員としての自覚と責任感を持った運転が行えるよう、事故防止に向けた取組を反復継続して進めてまいります。

喜多委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

樫本委員

事前委員会でありますので、緊急を要するという視点から質問をさせていただきたいと思っております。

地元紙6月9日付けの朝刊でございますが、「物損事故男に飲酒検知せず、板野署、酒気帯び見逃す、2時間後に当て逃げ逮捕」というタイトルが付いた記事が出ておりました。

この事案の概要と再発防止についてお伺いをするわけでございますが、物損事故を起こした運転手の飲酒運転の検知をせずに見逃しを故意にしたというふうに県民が見たら取れるんです。それで確認をするんですが、県民の誤解があってはならないので、そのところをもうひとつ、この事案の概要と、こういった事案に対しての今後の取組についてお伺いをいたしたいと思っております。

山上交通企画課長

御質問の事案につきましては、4月3日午後、徳島板野警察署管内において、対向車同士の接触事故が発生し、一方の当事者からの110番通報を受けた徳島板野警察署員が現場臨場の上、所要の捜査を実施しましたが、運転者の飲酒運転を看破できず、この2時間後に徳島中央警察署管内において当て逃げ事故を起こし、徳島中央警察署員に逮捕されたものであります。

徳島板野警察署管内の事故で現場臨場した警察官は、飲酒運転の可能性も念頭に置き、飲酒の有無の質問、呼気等から発せられる酒臭の確認等を行いました。飲酒の疑いはないものと判断をしたものであります。

本件については、改めて指導を徹底したところであり、酒臭の有無だけでなく、運転者や同乗者の言動や態度、車両の状況、第三者の証言等から、飲酒が疑われる場合には、飲酒検知を徹底し、再発防止に努めてまいり所存であります。

樫本委員

飲酒運転しているのを見逃した、そして状況をいろいろ当該運転者に聞いたわけですがうまくいかなかった、つい見逃してしまったということだろうと思うんですが、もしこれが、第一事故の時点で検挙できておれば、1時間50分後の事故というのはなかったのではないかというふうに思うんです。これがちょっと残念です。

今後は、こういうことが起こらないように、しっかりと慎重を期して飲酒の検知をしていただくような高性能の検知器を備えてはどうかと思うんですが、今よりもっと性能の良い検知器というのはないんですか。

高橋会計課長

アルコール検査の方法であると思っておりますけれども、息を吹きかけていただくとか、車内の酒臭を認識するとか様々あると思っております。例えば、風邪でマスクをしているとかの場合、女性警察官が男性の運転者に息を吹きかけてもらう、また逆に、女性の運転者に男性警察官が息を吹きかけてもらうという飲酒検知をしにくい場合もあるんですが、今、委員から御指摘がありましたように、まず、飲酒検知を本格的に行う前に、酒気が帯びているかどうかを確認するような機械というのもございます。以前にもそういう物もありました

けれども、今、大半が故障している物もありますので、そういう機械の導入も含めまして検討してまいりたいと考えております。

樫本委員

本県警察の飲酒運転の検知器というのは、装備が古いとか、時代遅れになっているとか、そういうことはないんですか。高性能ですか。

高橋会計課長

飲酒検知する機械そのものは、現在、裁判、公判等々に堪えられる物を使用しておりますので、高性能な物であります。ただ、その前段に飲酒しているかどうかを認識する機械がありまして、その導入も含めまして検討してまいりたいと考えています。

樫本委員

分かりました。しっかりと対応していただきたいと思えます。

それから、本県の飲酒運転の実情ですが、飲酒運転については、繰り返し罰則規定が厳しくなって激減をしていると思うんですが、ここ5年くらい過去を遡って、飲酒運転の検挙数と死亡事故の推移について、データを教えていただきたいと思えます。

山上交通企画課長

飲酒運転の実情でございますが、飲酒運転の罰則につきましては、平成11年の東名高速道路で女児2人が犠牲になった死亡事故や、平成18年の福岡県の橋の上で幼児3人が犠牲となった死亡事故を受け、国民の厳罰化を求める声もあって罰則が強化されたところでございます。

現在の罰則については、酒酔い運転の場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また酒気帯運転の場合、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となっております。

県内の飲酒運転の人身事故につきましては、平成25年から申しますと、飲酒による事故は32件発生しておりまして、うち死亡事故は4件、平成26年は29件発生しておりまして、うち死亡事故は2件、平成27年は32件発生しておりまして、うち死亡事故は1件、平成28年は25件発生しておりまして、うち死亡事故は2件、平成29年は18件発生しておりまして、うち死亡事故は2件となっております。ちなみに、法改正のあった平成19年でございますけれども、交通事故が51件発生しておりまして、うち死亡事故は7件となっております。

また、交通違反についてでございますけれども、県内の飲酒運転の検挙は、法改正の平成19年には461件でありましたが、平成29年には173件となっております。

罰則の強化等により、飲酒運転は減少基調ではあるものの、依然として飲酒運転による交通事故は後を絶たない状況でありまして、引き続き根絶に向け、徹底した取締りを推進してまいり所存であります。

また、飲酒運転を検挙した場合には、運転者に対する捜査のみならず、車両等の使用者とか、飲酒場所、同乗者、飲酒同席者等に対する捜査も徹底し、車両提供、酒類提供、要求依頼しての車両同乗罪の立件を視野に入れた捜査に、より一層努めてまいり所存であり

ます。

樫本委員

事故件数、そして飲酒運転の検挙件数も順調には減っているんですが、依然として続いているということで、今後はしっかりと取組をいたしたいという話でございます。それはそれでしっかりと頑張っていたきたいんですが、10年ぐらい前は夜も一斉の取締りによる検問をしていたんですが、最近、検問にかかるということがめったにないんです。これもやっていただくと抑止につながるとは思いますが、どうなんですか。やはり人の面ですることができないんですか、確実に取締りが減っています。アフターファイブを楽しんで、夜の8時、9時、10時ぐらいあたりが一番飲酒している者が家に帰ったり移動する時間だと思うんです。その時間で取り締まると、もっと激減するのではないかと、撲滅に向かってはそれが大切ではないかと思うんですが、どうでしょう。

山上交通企画課長

正に委員御指摘のとおりでございます。飲酒取締りについては、極めて県民の期待の大きいところでございます。飲酒運転については、特に、飲酒場所や車両の駐車場所、また走行経路等による、よう撃捜査のほか、一斉検問や違反者への不意を突くランダムな取締りによって、検挙のみならず、その周辺三罪と言われております飲酒提供、また同乗者に対する捜査も強力に行っているところではございます。

飲酒運転は、重大事故に直結する違反でございます。正にその撲滅は住民の願いでもあります。県警察といたしましても、今後も重大事故に直結する飲酒運転の撲滅に向けた強力な取締りを一層強化してまいり所存でございます。

樫本委員

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、これはスピーディーに処理された案件ですけれども、国道192号で日曜日に発生した石井町での飲酒ひき逃げ事件です。これはスピーディーに検挙されて非常に良かったと思うんですが、びっくりすることに消防士と一緒に乗っていて、ほう助ということです。2人が逮捕などされ、これは大変なことだろうと思います。

今後、こういったことを事前に防止をして、県民に交通安全意識を更に醸成するために、いろんな取組をしなくてはならないと思うのですが、そういった点について、どういうふうに取り組まれる所存なのか聞かせていただきたいと思います。

佐藤交通部長

飲酒運転につきましては、重大事故に直結する悪質危険な犯罪でございます。飲酒運転をしない、させないという県民の規範意識を確立する必要があると認識しているところでございます。

警察は、これまでも関係機関・団体と連携した広報啓発等の取組を推進してきたところでありますが、飲酒運転による交通事故が依然としてなくなるという実態を踏まえまして、飲酒運転根絶に向けた運転者教育、あるいは広報啓発等の対策を講じた上、徹底し

た取締りを推進してまいりたいと考えております。

特に、警察官の姿が見える活動については抑止効果があると認識しておりまして、繁華街など酒類提供場所を中心としたパトカーなどでの警戒活動や、いろいろな時間・場所でのランダムな検問・取締りを強化するとともに、酒類提供店に対するハンドルキーパーの呼び掛けについても推進してまいりたいと考えております。

今後とも、関係機関・団体等と連携しました飲酒運転を許さない社会環境づくり等を更に推進いたしまして、飲酒運転の根絶に向け取り組んでまいります。

樫本委員

抑止効果を狙った取組をしっかりとやっていただいで、減少に向けて頑張っていただきたいと思ひます。

それから、先ほど冒頭に本部長から報告がありました。交通事故死者数が昨日現在で10人、前年比マイナス3と良い傾向だと思ひんですが、それを聞いていて、今後、更に交通事故の総数を減らしていくには三つのキーワードと本部長の説明の中から取りました。

まずは、キーワードですけど「高齢者」、「夜間」、「交差点」、こういうお話が出てきたと思ひます。その中で、日本一安全な交差点を目指す、作っていくということですが、照明を付けるとか、ラインをしっかりと管理をしてよく目に付くようにするとかあるだろうと思ひんですが、具体的にどんなことを考えていらっしゃるのか。日本一の安全な交差点作りについて、お答えいただきたいと思ひます。

山上交通企画課長

本年を交通マナーアップとくしま・セカンドステージということで、日本一安全な交差点を目指してという活動をしております。現在、県下でモデル交差点を指定しておりまして、その交差点を中心に取組まり、また、その交差点での交通安全キャンペーン、更には交差点の規制面等から改良する余地があれば見直しを行うといった取組を実施しておるところであります。

現在、その取組によりまして、モデル交差点については、交通事故は減少しているところでございますが、指定していない他の交差点につきましては、まだまだ交通事故が後を絶たない状況でございます。現在も50%を超えての交差点事故が発生しているところで、今後とも強力に実施していくように努めてまいりたいと思ひます。

樫本委員

モデル交差点を指定して、そこで重点的に取組んでいくということなんですけど、しっかりと取組んでいただきたいと思ひます。

それから、これは皆さん方もよく感じておられると思ひんですが、徳島の道路の維持の問題です。徳島県は、四国で一番悪いですね。特に、国道192号の吉野川市から西は、むちゃくちゃ悪い。バイクや自転車の人には、非常に危険な状況です。高知県は、一番きれい。高知県の国道55号とか一度、皆さん走ってみてください、非常に走りやすい。それから、高知県から西のほうへ抜ける愛媛県の宇和島に向けたルートを走っていただいても快適です。

そういった視点からも、路面もしっかりと維持管理しないとイケない。これは、警察の所管ではないんですが、県警察本部の皆さん方からも、徳島の路面の整備状況について、もうひとつ声を上げていただきたい。これも、道路の安全、そして交通安全の確保からも大切なことだと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

皆さん、どのように考えられていますか。国道192号の阿波吉野川警察署の前辺りから西にかけて阿波池田の間、非常に悪いと思う、感じませんか。元木委員どうですか、皆さんどうですか。交通のほうからも声を上げてください、道路管理者に、直轄に、国土交通省の徳島事務所に。

山上交通企画課長

委員御指摘のとおり、阿波吉野川警察署から三好のほうにかけて交通事故の観点から見えておりますと、徳島から走りますと、鴨島まで道路両脇に民家等が建ち並んで、運転者については注意喚起と言いますか、注意力が働くんだろうと思います。阿波吉野川警察署を過ぎてからは突然、家と言いますかそういった物が開けた感じになりまして、ドライバーにとって速度が乗りやすい環境にあらうかというふうに考えております。各署に対して、そういった環境での取締り、速度取締りを含めて取締りを指示しているところでございます。

また、道路整備の状況につきましては、逐次、巡回等によりまして、不備な点があれば道路管理者と協議しながら、適切に対処していきたいと考えております。

樫本委員

よろしくお願ひします。

中山委員

西だけでなく、小松島もちょっと悪いですね。特に歩道は、よく自転車で走るんですけど、南に向いて走ったら、阿南は歩道が広いですが小松島は狭いので、その辺の整備も是非声を上げていただきたいと思います。

先日、当委員会におきまして、県内視察で警察学校にお世話になり行ってまいりました。新人警察官のきびきびとした点検教練や柔道・剣道、そして、射撃訓練も拝見いたしました。どの訓練も非常に真剣で一生懸命されておりました、非常に頼もしい限りでございました。

一方で、4月11日に滋賀県において、同じ世代の、ちょうど警察学校を卒業したばかりの警察官だと思うんですけども、同僚の警察官を射殺するという非常に痛ましい事件が発生しております。そのニュースを聞いて、この人は本当に警察官としての特性というか、適性があつたのかどうかというのを非常に疑問に思いました。

一般企業におきましては、新規に採用された人たちは3か月とか半年間、一定の研修期間があります。恐らく、警察の人たちも、そういう意味で警察学校で研修をして、一人前の教育をして社会と言いますか各警察署なりに出していくのだと思いますが、その辺の仕組みはどういうふうになっていますか。

生原警務課長

中山委員の御質問にお答えいたします。新規採用時の教養の概要でございます。

新規採用の警察官に対しましては、大学卒業者は計15か月間、短大・高校卒業等の大学卒業者以外の者は計21か月間、警察学校や配置先警察署におきまして、採用時研修を実施しております。

具体的に申しますと、新規に採用されますと、まず警察学校におきまして、職務倫理や基礎的な知識・技能を修得させるための初任教養を行います。そして、卒業後、配置先警察署におきまして、指導員同行の下で、地域警察官として必要な知識・技能を修得させるための職場実習を行います。再び、警察学校において、より実戦的な研修となる初任補修教養を行いまして、最後に、また配置先警察署に戻ってから、指導員の管理・指導の下で、独立性の強い勤務を行わせる実戦実習を行うという4段階の研修を実施しております。

中山委員

非常に厳しい研修を、いろんな教育をしていただいていると思います。学校から1回外に出る、各地域の警察署に出るというふうなお話を聞きましたけれども、地域警察署に行っても、やはり教育する人というのはそれなりの、業務もしかり、人間性もしかりだと思うんです。教育を受けた人でないと、なかなか新人教育というのはできないと思いますし、非常に大役だと思うんです。そういう人たちの配置の状況というか、各警察署にそういう優秀な人たちは当然配置しているとは思いますが、どのような基準で配置し、また、その教育者を指導する立場の上の人たちは、その人たちに対してどういうふうな教育をされているのでしょうか。

生原警務課長

教育係の選定方法や指導についての御質問でございますけれども、職場実習や実戦実習の指導員につきましては、配置先の警察署員の中から、人格や実務能力に優れ、指導力のある勤務成績優秀な者を選定しております。

指導員に対しましては、新規採用者が警察署に配置される前に任命式を行いまして、指導員としての重要性を意識付けるとともに、研修会を開催しまして、コーチングスキルなどの指導力の更なる向上を図っているところでございます。

中山委員

警察署への配属は、ここに行きなさいというのが決まっているのですか。当然、人員が限られているので、指導する警察官の数も限られていると思うんですが、例えば、職場実習先の地域が今回も統廃合によって広範囲になってきますよね。やはり、徳島中央警察署とか徳島市が管内の警察署へ行くのと、郡部の警察署に行くのとでは、また違うと思うんです。いろんなことも経験しなくてはいけないし、配置先というのはランダムなんじゃないですか。警察学校から配置先の警察署というのは、どういうふうな基準で決めているのでしょうか。

生原警務課長

配置先につきましては、卒業時に警察学校と協議いたしまして、本人の能力等を基に配置することになっておりますけれど、基本的に全警察署に配置するようにしております。そして、その配置先の警察署の署員の中から、先ほど申しましたように、指導力のある人格ともに優れた警察官、巡査部長以上を指導員として付けている状況でございます。

中山委員

分かりました。

あと、拳銃の話ですけど、我々素人は拳銃を持つ機会が当然ないわけですし、多分、ナイフとはまた違う身震いがするような、手応えというのがあるだろうと思うんです。その拳銃を、要は警察官といっても新人の人たちはそういう経験もないし、拳銃を持たされたら手が震えていけるのかと思うんですけども、やはり、その保管状況というのも非常に重要になってくるんですね。今回の事件でも、弾を詰めたまま放置してあったとかいうふうなことを聞いたんです。安全装置はあるんですけども、常に警察官は腰に持っていて、実弾は装着しているんですよ。当然、きちんと教育はされていると思いますけど、非常に大事なことだと思うんです。拳銃の取扱いについての教育と保管についての教育は、どういうふうなことをされてますでしょうか。

生原警務課長

まず、拳銃に関する教養の実施状況でございます。拳銃は、凶悪な犯罪から県民の生命や身体を守るとともに、警察官の殉職、また受傷事案の防止と適正な職務執行を確保するための最終的手段としまして、警察官職務執行法第7条に定められた厳格な要件の下で、その使用が認められているところでございます。

そのため、採用時の研修において、まず拳銃所持の必要性、それから適正な使用及び取扱い、そして拳銃の使用判断につきまして、徹底的に体得させ、警察官としての職責や拳銃を所持していることの重みを十分に自覚させているところでございます。その後、拳銃貸与式というものを行いました後に、実戦的な射撃訓練へ移行しております。

射撃訓練におきましては、標的への実射訓練のほか、映像射撃シミュレーターを使用した実戦さながらの映像射撃訓練を実施するなどしまして、射撃技能の修得と使用判断力向上に努めているところでございます。

保管につきましては、基本的に拳銃と弾につきましては、勤務中は装着しまして、地域警察官は腰に装着して勤務しております。ただ、駐在所員が長期間、駐在所を不在にするような場合は、本署の共同保管庫のほうで保管するようにしております。また、それ以外、交番・駐在所でも仮眠をとったりとかいうような場合は、交番・駐在所の中にある保管庫のほうで保管するようにしております。

中山委員

話変わりますけど、先日、新幹線の中でも悲惨な事故がありました。とっさにかばうというのは、なかなかできないことで、男の人が女の人をかばって、自分が刺されて亡くなったということを聞きました。そのとっさの判断というのは、日頃からいろんな実戦的な想

定をして、訓練も実戦さながらの訓練をしないと、なかなか役に立たないと思います。それをするためには、非常に高い命の尊さというのを理解して、また崇高な倫理観というのを持たなければいけないと思うんですが、その辺の教育というのはどのようにされていますか。

生原警務課長

お答えいたします。県民から付託された任務を全うし、県民の信頼に応えるためには、職員一人一人が高い倫理観と厳正な規律を保持しなければなりません。

そのため、採用時の研修におきまして、警察官としての職務倫理を培い、自覚と誇りを持たせ、人間性豊かな人格形成を図ることを目的といたしまして、部外講師等による人権とか奉仕の精神に関する研修を行っています。また、地域の清掃や障がい者支援施設の行事に参加するなどして、ボランティア活動等も継続して行っているところでございます。

また、卒業後におきましても、配置先の警察署におきまして、過去の非違事案であったり不適正事案、逆に県民から寄せられた感謝事例などをテーマにしましてグループ討議を行いまして、誇りと使命感の醸成に努めているところでございます。

中山委員

今回の滋賀県で発砲してしまった人の動機が、書類を出して何回も訂正をくらってストレスがたまって腹が立ってやってしまったと、非常に短絡的な、拳銃という殺傷能力のある道具を預かっている警察官として、あるまじき行為だったと思うんです。

だから、幾ら教育をしても、日頃から職場の何でも話し合えるような環境作りが重要だと思うんです。地域のきずなというのが希薄になってきて、考えられないような事件が今起きています。人というのは地域で支え合って生きていかなければいけない、職場でも一緒だと思うんです。その人の健康状態とか精神状態が分かるのは、近くにいる人、同じ職場の中にいる人だと思うんです。そういう人の状態を分かり合える環境作りがこれから必要ではないかと思いますが、その辺のところはどういうふうなことを心掛けていくんでしょうか。

岡崎首席監察官

職員が抱える悩みであるとか困りごとを早期に把握して、適切な指導等により解決することは、極めて重要であります。県警察では、それぞれの所属において、身上指導の実施体制を構築して、複数幹部による個々面接を実施しているほか、日頃から、あらゆる機会を通じて対話や声掛けを行うなど、多角的な身上把握に努めております。

また、問題を抱え一人で悩んでいる職員を認知した別の職員が、上司等に負担なく報告してもらい、組織として適切に把握できるよう努めているところです。悩み等を抱えている職員を認知した場合には、職員のプライバシーに配慮しつつ、問題解決に向けた援助等、適切な指導を行い、その解決に当たっております。

今後も、全ての職員が心身ともに健康で職務に専念し、最大限の力を発揮できるよう職員の身上把握と指導に努めてまいります。

中山委員

警察の方々というのは、我々市民にとって信頼の置ける存在でありまして、皆様方のお陰で、安全で安心な地域が築かれているのではないかと、いつも思っております。

しかしながら、最近いろんな不祥事もあって、一部の人たちのつまらない行動で、その信頼というのが失墜しているのが現状ではないかと思えます。今一度、高い倫理観を持たせるような教育を徹底して、市民を裏切らない、そして高い倫理観を持って、県民の安全安心を守っていただけますよう、より一層職務に励んでいただきますようお願いをして、質問を終わります。

島田委員

事前委員会ですので、今、中山委員からも質問があった件について関連して、質問させていただけたらと思えます。そういった事件が起きると、やはり警察官になりたいと思う方が減ったりするので、優秀な人材確保に向けてしっかり取り組んでいかないといけないと思えます。職員の離職は、一概には言えないと思えますけれど、職場環境が良いか悪いかも、要因の一つと考えられます。採用後3年以内ぐらいの職員の離職率について、お聞きしたいと思います。

生原警務課長

採用後3年以内の職員の離職率についてでございますが、採用後3年以内の警察官の離職状況につきましては、平成27年度に採用いたしました大学卒業、短期大学・高校卒業と合わせた計54名のうち6名が離職しておりまして、離職率は11.1%になります。平成28年度に採用いたしました71名のうち4名が離職しておりまして、その率は5.6%、平成29年度に採用した54名のうち3名が離職しておりまして、その率は5.6%というような状況でございます。

島田委員

何で3年以内かとお聞きしたのは、厚生労働省が3年以内の離職率を公表しているんですけども、大学生が32.2%、短期大学生が41.3%、高校生も40.8%と、非常に3年以内の離職率が高いわけです。警察の3年間を合計してみると、179名中13名が離職ということですから約7.3%の離職率で、普通の企業と比べると非常に低いんですけども、更に減らしていただきたいと思えます。

それと、最近、景気の回復によって民間企業の人気が高まっておりまして、私が先日、徳島大学工学部の学生と話してましたら、内定をもらうのが私らはちょうどバブル世代だったのでごく多かったですけれども、その後ずっと低迷していたのが、今は一部上場企業に大体3社から5社ぐらい、それも全て東京の企業で、地方創生と逆行して、徳島大学工学部の生徒は、ほとんど東京へ就職している状況なんです。

そういった形で企業が良くなると、警察も自治体も人材確保にこれから大変苦慮するところだと思いますけれども、警察の採用試験の競争倍率についてお伺いしたいと思います。

生原警務課長

採用試験の競争倍率でございますけれども、委員御指摘のような状況がございます。

平成23年度以降、採用試験の応募者数、受験者数ともに減少傾向でございます。競争倍率は、受験者数を採用者数で割った数値になるんですけれども、近年のピークは平成22年度の13.0倍でございます。平成27年度は6.1倍、平成28年度は7.1倍、平成29年度は7.5倍というような状況でございます。

島田委員

ピーク時から比べると、約半数ぐらいになっているわけですね。だから、低くなればなるほど、やはり受験者数が少なくなりますから、優秀な人材の確保がなかなか難しくなると思います。やはり、そういった事件が起きると、どうしても減っていくと思いますので、採用人数を維持するために、選考基準を甘くして不適合者が警察官になったりとか、第二の滋賀の事件が起きたりですとか、そういった事態は避けなければならないと思います。

そのためには、小・中学生のうちから警察官になりたいという気持ちを持たせることが重要だと思います。調べると、小・中学生の将来になりたい職業の中に、警察官が上位にあるわけですが、高校生、大学生になると、違う職業を希望する子が多くなっている。そういったことで、優秀な人材を確保するために、これからこういったことに取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

生原警務課長

優秀な人材確保に向けた取組ということでございますけれども、取りも直さず、警察はマンパワーの組織でございます。優秀な人材確保というのは、組織基盤を強化する上では不可欠でございます。そのため、県警察では、組織を挙げて採用募集活動に取り組んでございます。

具体的に申しますと、ポスターを作成したり、県警察ホームページやSNSを活用して情報発信するなど、広く受験者を募集しておりますとともに、県内外の大学等を訪問したり、また、企業等が主催する就職ガイダンスや県警察学校におけるオープンキャンパス等において、警察の仕事や魅力等を説明するなどして、採用試験の受験を呼び掛けているところでございます。

また、各警察署における小・中学生の職場見学の受入れや、先日ありましたキッズタウンとくしま等職業体験イベントへ参加するなど、子供の頃の警察官への憧れを将来の就業意欲に結び付ける取組も行っております。

さらに、県警察における採用面接では、昨年度から集団討論を新たに導入いたしまして、協調性やリーダーシップ等を見極めることとするなど人物重視の面接を行いまして、警察官としてふさわしい優秀な人材の確保に努めているところでございます。

島田委員

景気が上向きになると、採用もどんどん厳しくなっていくと思いますので、頑張っていただけだと思います。昔は警察のドラマが結構テレビであって、私の時代は、太陽にほ

えろ、西部警察、あぶない刑事、踊る大捜査線といったドラマがあって、そういうところで警察官になりたいと思う子供たちも多かったと思います。最近はかなり減っていますよね。例えば、海猿で海上保安庁の応募がすごく増えたみたいに、ドラマやマスコミとかで大分そういった応募が変動するんですけども、そこまではなかなか難しいですけど、PRをしっかりとしていただけたらと思います。

お聞きすると、フェイスブックやツイッターとかも警察がやられているということなので、最近の若者にどんどん興味を持ってもらうために、更にそういったところに強化していただけたらと思います。今後、御期待しております。

元木委員

私のほうからも、飲酒運転のことで私の地元が関係しているということでしたので、樫本委員の質問に加えて質問させていただきます。

まず、飲酒運転の罰金の収入額の近年の状況は、どのようになっていますでしょうか。過去5年程度でお分かりになりましたらお願いします。

高橋会計課長

飲酒運転は交通法令違反上、罰金という形になっておりまして、県の歳入には上がっておりません。ただ、1件当たり20万円とか高額な罰金に上がっておりますので、かなり高額なものが国庫に入っていると思われまます。

元木委員

今回の石井での事故の状況というのは、深夜に起こったということで承知をしているところでございますけれど、先ほど樫本委員からも、夕食の時間帯の後の時間に取締強化というふうな御意見もありましたけれど、少し遅い時間に自動車を走らせておきますと、交通量も少ないというのもあるとあって、スピードを出す自動車はかなり多いという実感があるんです。深夜の取締りの状況というのは、今どの程度なされているのでしょうか。

それと、今、働き方改革というようなことで、警察官の皆様方の超過労働ですとか、そういった点についても注目が集まっております。そういった深夜の勤務というの、先ほどランダムとありましたけれど、本当に効果的な取締りを行っていく必要があると思うところでございます。そういった警察官の方々の勤務の状況と、どうバランスを取りながら深夜の交通事故抑止に向けた取組について、どんな対策をとられているのかお伺いをいたします。

喜多委員長

小休します。（11時36分）

喜多委員長

再開します。（11時37分）

山上交通企画課長

夜間・早朝の取締状況の統計で御説明させていただきますと、平成27年は、速度違反の検挙総数が5,631件、そのうち夜間・早朝については910件、率にして16.2%になります。平成28年は、速度違反の検挙総数が5,310件、うち夜間・早朝については1,227件、率にして23.1%となります。平成29年は、速度違反の検挙総数が4,995件、うち夜間・早朝については1,012件、率にして20.3%。本年5月末につきましても、速度違反の検挙総数が1,514件、うち夜間・早朝が287件、率にして19.0%という具合に、速度取締りにつきましては、おおむね20%ぐらいを夜間の取締りに当てているところでございます。

船本企画課長

夜間だけの勤務時間を捉えた統計というのは、今手持ちにございませぬけれども、警察業務には非常に勤務の特殊性がございます。早朝、深夜に業務があるということは常でございますので、職員の個々の勤務を捉えまして、メリハリのある勤務を行うように管理・監督をしております。

その中で、時差出勤の取組ということで、職員の多様な働き方に対応する、もちろんワーク・ライフ・バランスの更なる推進ということもございますけれども、勤務時間を九つの形態で捉えまして、例えば、早ければ午前7時から勤務をするとか、遅ければ午前11時から勤務を始めるという時差出勤の取組を試行でございますけれども、本年の1月1日から行っております。

元木委員

いろんな世界で働き方の見直しがされておまして、県の関係でも学校教員や県職員に、こういった点にはかなり力を入れて取り組んでおります。若い方々の御意見を伺いますと、やはり、自分の時間を持ちたいとか、そういったところを就職希望に考えておられる方も結構増えております。これから希望される方を増やしていくという意味でも、そういった点について、若い方の働きやすい環境作りという点に配慮しながら、効果の高い取組を進めていただきたい。

私も警察の方と話をしている苦勞されておるなと思うのが、やはり県民の方々とか、事故を起こした方とのコミュニケーションがうまく取れなくてトラブルになるケースもあると伺っております。先ほども、リーダーシップで人物重視で面接をされておることでございますけれど、是非、そういったコミュニケーション能力といった点についても見直していただいて、研修等にもこういったコミュニケーションの研修などを加味しながら、すばらしい人材の発掘と育成に努めていただけるよう、要望して終わらせていただきます。

喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時41分）